

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	18	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備）に係る課税標準の特例について、2年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第34項		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲1,436) [平年度] - (▲2,020) [改正増減収額] [初年度] - (-) [平年度] - (▲300) (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。また、農山漁村には再生可能エネルギー源として活用可能な森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらの資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、農山漁村の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 再生可能エネルギーの普及は、国内エネルギー資源の拡大というエネルギー安全保障の強化、低炭素社会の創出に加え、新しいエネルギー関連産業の創出・雇用拡大や豊かな農山漁村社会の実現という成長戦略の観点からも重要である。 政府はエネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、「2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。」と掲げており、再生可能エネルギーの導入拡大を図ることとしている。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機とした電力需給の逼迫により、エネルギー安定供給の確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入を図ることが求められている。 このため、再生可能エネルギー発電設備を取得する者に税制上の措置を設け、設備保有初期段階の負担軽減を図ることにより、再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>3. 資源エネルギー・環境政策</p> <p>日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）</p> <p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ 2・クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>(2) 個別の社会像と実現に向けた取組</p> <p>①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会</p> <p>Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び当面の主要施策</p> <p>こうした状況を打開するため、陸上及び洋上風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの徹底活用を図る。まずは、固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用に加え、環境アセスメントの迅速化や保安規制の合理化を始めとした規制・制度改革、送電網の整備、実証等の環境整備により、民間投資を喚起する。</p> <p>テーマ 4・世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現</p> <p>(2) 個別の社会像と実現に向けた取組</p> <p>①世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会</p> <p>Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策</p> <p>○農商工連携等による 6 次産業化の推進</p> <p>再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築等を進めつつ、今後 5 年間に約 100 地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。</p>
	政策の達成目標	<p>○長期エネルギー需給見通し</p> <p>新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl（原油換算）、2030年度までに3,213万kl（原油換算）導入することを目指す。</p> <p>○エネルギー基本計画</p> <p>エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画</p> <p>太陽光発電設備については、導入量が平成32（2020）年に平成17（2005）年度比で20倍になること为目标し、平均で年20%程度の拡大を維持する。</p> <p>○農山漁村における再生可能エネルギー導入の目標</p> <p>平成30（2018）年までに約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する（日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定））。また、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成30年度に100地区の実現を目指す。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	平成28年3月31日まで2年間の延長
同上の期間中の達成目標	<p>新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl（原油換算）、2030年度までに3,213万kl（原油換算）導入することを目指す。</p> <p>再生可能エネルギーについて、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。</p> <p>太陽光発電設備については、導入量が平成32（2020）年に平成17（2005）年度比で20倍になること为目标し、平均で年20%程度の拡大を維持する。</p> <p>平成30（2018）年までに約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。また、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成30年度に100地区の実現を目指す。</p>	
ページ	18—2	

	政策目標の達成状況	<p>新エネルギー導入量の推移（原油換算：万kl、目標：2020年度 2,455万kl）</p> <p>2007年度 1,293万kl 2008年度 1,307万kl 2009年度 1,282万kl 2010年度 1,368万kl 2011年度 1,381万kl</p> <p>再生可能エネルギーの一次エネルギー供給に占める割合（国内供給量割合：％、目標：2020年までに10％）</p> <p>2007年度 3.1％ 2008年度 3.1％ 2009年度 3.1％ 2010年度 3.7％ 2011年度 4.0％</p> <p>太陽光発電導入量の推移（発電出力：kW、目標：2020年度 2,865万kW）</p> <p>2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 262.7万kW 2010年度 361.8万kW 2011年度 491.4万kW</p> <p>農山漁村における再生可能エネルギー導入の目標 （目標：地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入；2018年100地区） 2013年度 8地区で検討に着手（平成25年8月末時点）</p> <p>（目標：再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組；2018年度100地区） 2012年度 16地区で検討に着手（このうち3地区で導入済み） 2013年度 22地区で検討に着手（平成25年8月末時点）</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）</p>	<p>平成25年度の適用件数 13,518件（見込み）（平成25年2月までに運転開始した設備認定実績から推計。）</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。 平成25年2月末までに運転開始した設備により、年間およそ14億kWhの電力量を確保することができ、一般家庭の年間消費電力を5,500kWhとすると、約25.8万世帯で使用される電力量に相当するため、地域における電力を相当程度賄うことが可能と試算される。この結果、地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、再生可能エネルギーの導入による新たな雇用の創出、関連産業の活性化、農山漁村の活性化等の効果が期待できる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（国税）
ページ	18—3	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>立法措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギーの固定価格買取制度） ・第180回国会で提出し、第181回国会で審議未了・廃案となった「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」について与党での議論を踏まえながら再検討中。 <p>予算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 ・小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 ・地域バイオマス産業化推進事業 ・地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大 <p>財政投融资</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・エネルギー対策貸付
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>固定資産税の課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○農山漁村における再生可能エネルギーの促進による農山漁村の活性化を図るための法制度 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地等を確保しつつ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元して農山漁村の活性化を図るための枠組みを規定するもの（再検討中）。</p> <p>○農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想（入口）から運転開始（出口）に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援。</p> <p>○小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 小水力等発電に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援。</p> <p>○地域バイオマス産業化推進事業 地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地産地消型の再生可能エネルギーの強化と環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）を支援。</p> <p>○地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大 木質バイオマスのエネルギー・マテリアル利用拡大に向けたサポート体制の構築、技術開発等に対し支援。</p> <p>○財政投融资（日本政策金融公庫） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援。</p>

<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>再生可能エネルギーは、経済性や自然条件等における制約から普及が十分に進んでおらず、価格が高いのが特徴である。</p> <p>再生可能エネルギーの導入拡大にあたっては、平成24年7月より、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されており、発電量に応じた収入が調達期間において保証される。しかし、初期投資が大きいため、導入当初は資産額が大きく、固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。したがって、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることによって、設置者のキャッシュフローが改善され、設置者の投資判断に影響を与えることとなる。</p> <p>太陽光発電設備のように導入計画から稼働までの期間が短いものは、短期間での導入加速化がみられるものの、風力発電設備や中小水力発電設備のように、比較的リードタイムが長く今後導入拡大が見込まれるものについても、現状の特例措置を延長し、引き続き税制上の支援措置を講ずることが必要である。また、本措置は固定価格買取制度の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に対する支援であるので、課税の公平原則に照らし必要最小限の特例措置となっている</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>本税制措置は平成24年度に創設されたため、実際に固定資産税の軽減措置が受けられるのは平成25年度からであり、適用件数は平成25年度13,518件と見込まれる。(平成25年2月までに運転開始した設備認定実績から推計。)</p>
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>なし</p>
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>本税制措置は平成24年度に創設されたため、実際に固定資産税の軽減措置が受けられるのは平成25年度からであり、適用件数は平成25年度13,518件と見込まれる。(平成25年2月までに運転開始した設備認定実績から推計。)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成23年度に約1,945万kWであったところ、平成24年4月～平成25年2月までに約166.2万kW導入され、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p>
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl（原油換算）、2030年度までに3,213万kl（原油換算）導入することを目指す。</p> <p>また、再生可能エネルギーについては、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすること及び発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。</p> <p>太陽光発電設備については、導入量が平成32（2020）年に平成17（2005）年度比で20倍になることを目指し、平均で年20%程度の拡大を維持する。</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成23年度に約1,945万kWであったところ、平成24年4月～平成25年2月までに約166.2万kW導入され、各種施策による効果が現れている。</p> <p>しかし、再生可能エネルギーによる発電電力量は、2012年度の電源構成のうち1.6%に過ぎず未だ普及の途上であり、更なる導入拡大を図るためには、初期投資が高いこと等が依然として課題となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成21年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成23年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止（サンセット）。</p> <p>平成24年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p>
<p>ページ</p>	<p>18—5</p>